

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 民法

【出題趣旨】

第1問は、基本的な制度と用語の理解を確認するものである。

第2問の(1)は、譲渡担保の法律構成について、その意義を考えるものである。具体例としては、受戻権、清算義務、目的物の処分(弁済期前、弁済期後)、倒産手続における扱いなど、いろいろ考えられるが、そのすべてをあげる必要はない。債権担保の目的の範囲内の所有権移転という考え方を、抽象的かつ単純に覚えるのではなく、どのような結論を導くための議論なのかについて理解していることを示してほしい。

(2)については、条文を摘示した上、その中身として、潜在的共有財産の清算、離婚後の扶養、過去の婚姻費用分担請求、慰謝料などが考えられることをあげ、それらの関係についても触れてほしい。包括的な請求ができるかといった論点である。

第3問は、本件が代理権濫用の話ではないことに注意が必要である。Bは、受領した500万円をAに支払っており、自らがそこで利益を得ようとしているわけではない。また、Bには、Cの利益を図る目的もない。民法107条の文言を確認すること。

さらに、Cは、いくらBによる値付けが市場価格よりも安いということを認識しても、それを売主側に伝えなければならないわけではない。この点について別個の見解があり得ないわけではないが、一般論としては、Cは安い買い物ができたと喜ばばよいだけであり、売主に注意をしてあげる必要はないだろう。さらには、Bも専門家なのだから、Cに専門家としての助言義務が発生するわけでもない。

そうすると、Bの代理行為は有効であり、AC間で売買契約が有効に成立することになる。

そして、Cは、自らが望んだとおりの結果が得られたわけだから、Bに対して何らかの請求ができるわけではない。

以上に対して、AB間においては、AはBとの間の委任契約についてBの債務不履行責任を追及することができる。具体的には、民法415条1項によることになり、その賠償範囲は416条で定まる。

【採点基準】

第1問(各4点)

- (1) 権利の濫用、(2) 権利能力なき社団、(3) 即時取得、(4) 付合、(5) 物上代位、(6) 極度額、(7) 詐害行為取消権、(8) 混同、(9) 協議離婚、(10) 短期居住権

第2問

(1) 譲渡担保の説明	4 点
担保的構成の一つとしての判例法理の説明	5 点
具体例	11 点
(2) 財産分与の概括的説明（条文摘示を含む）	3 点
潜在的共有財産の清算との関係	5 点
将来の扶養との関係	3 点
過去の婚姻費用分担との関係	3 点
慰謝料との関係	3 点
その他	3 点

第3問

Bの代理行為の成立（代理権濫用ではないこと）	10 点
A C間での売買契約の成立	6 点
A B間での委任契約の成立	6 点
Bの委任契約の債務不履行	10 点
その他（印象点を含む）	8 点